

第 21 回 議会改革特別委員会

開催日 平成 24 年 9 月 6 日（木曜日）

出席委員 委員長：鈴木和彦 副委員長：望月厚司

委員：松谷 清 鈴木節子 繁田和三 山根田鶴子 尾崎剛司 遠藤広樹
三浦雅司 遠藤裕孝 佐野慶子 白鳥 実 近藤光男 栗田知明
片平博文 剣持邦昭 沢入育男

欠席委員 委員：早川清文

その他の出席者 議長：石上顕太郎 副議長：田中敬五

議員：増田 進（早川清文委員の代理）

議題

○ 前回の確認等

〈協議〉

1 静岡市議会基本条例案について

資料 1 ・ 資料 2

2 その他

・ 自治法改正の動きについて

3 次回の開催日

第 22 回 平成 24 年 9 月 20 日（木）議会運営委員会終了後
会 場 第 2 委員会室

4 今後の委員会開催日

第 23 回 平成 24 年 10 月 9 日（火）午前 10 時～

第 24 回 平成 24 年 10 月 22 日（月）午前 10 時～

第 25 回 平成 24 年 11 月 2 日（金）午前 10 時～（予備）

協議・決定内容

1 静岡市議会基本条例案について

正副委員長案資料 1 として示した案のとおり決定

4 今後の委員会開催日

議題のとおり決定

○委員長 パブコメの結果（意見に対する考え方含む）は、市議会ホームページ、各区の
市政情報コーナー、生涯学習施設等で公表している。

1 静岡市議会基本条例案について

資料 1 ・ 資料 2

○共産党 「議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場」には代表者
会議は含まれるのか。

- 議事課長 会議規則第77条に規定があり、対象は、議案説明会、市議会協議会、常任正副委員長会議である。
- 清庵クラブ 前文のうち「市民の負託に全力でこたえる」の「市民」について
自治基本条例は、通勤・通学者など、選挙民でない人も「市民」として幅広く定義している。議員は選挙により負託されるという観点からすると、議会基本条例の「市民の負託」という表現には非常に不整合を感じる。自治基本条例との整合性をどのように考えるのか。
- 委員長 通勤・通学者など、静岡市内で仕事をしたりしている人たちのためにも、議員はその負託を受けて頑張るという使命がある。有権者のためだけに働くということではないだろう。
- 新政会 議会基本条例では、議員を「住民に選ばれた代表者として」と位置づけているので、この部分は意見に沿うのではないか。
- 市民自治福祉クラブ 自治基本条例の市民の規定は、かなり「何人にも」に近い内容になっている。通勤・通学者や、外国人も意識をして自治基本条例はつくられている。
今後、「議会改革推進会議」で議論するか、今、ここで決着させるか、どちらかに決めざるを得ない。
- 虹と緑 「市民」の解釈の問題だろう。市民には多義性、二重性、三重性があるので、別に問題はない。
- 委員長 文言は正副委員長にお任せいただきたい。
- 共産党 会議の公開について、代表者会議だけを公開しないという理由は見当たらない。
代表者会議も対象とすべきだ。
- 委員長 議会基本条例案を9月定例会に全議員発議で提案する。

3 次回の開催日

- 委員長 次会の開催日は、9月20日木曜日、議会運営委員会終了後に開催する。この日の委員会では定数の件について協議する。
-